

議案第 87 号

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 86 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 24 年 12 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市健康ドームを指定管理から市の管理に移行することに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第17条から第20条までを削り、第16条を第17条とする。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「第6条各号」を「第7条各号」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とする。

第13条第1項中「第8条」を「第9条」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「備え付け」を「備付け」に、「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第2号中「第6条各号」を「第7条各号」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第3条第2項」を「第4条第2項」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第5条第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第4条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「北名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（職員）

第3条 健康ドームに職員を置く。

第 21 条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第 18 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成 24 年北名古屋市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条のうち北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例別表の改正規定中「（第 9 条関係）」を「（第 10 条関係）」に、「教育委員会」を「市長」に改める。